

茨行書第269号
令和3年8月5日

会 員 各 位

茨城県行政書士会
会 長 古川 正美
同会会員指導委員会
委員長 郡司 孝夫

コロナ禍における新コンプライアンス研修会と
職務上請求書払出並びに補助者証の交付について

会員の皆様におかれましては、日頃より行政書士制度のご理解と当会運営へのご協力をたまわり誠にありがとうございます。

さて、標記の件、職務上請求書払出と2度目以降の補助者証交付の際、有効期限内のコンプライアンス研修会修了証等の提示等が条件となっておりますが、コロナ禍等、昨今の状況を鑑み、暫定特例措置として、現在の受講期限を令和4年3月3日開催の新コンプライアンス研修会まで延長することといたしました。

従い、受講期限(令和4年3月3日)内であれば、お持ちの研修会修了証の期限が切れていても、職務上請求書の払出並びに補助者証の交付をいたします。

ただし、期限(令和4年3月3日)までの新コンプライアンス研修会受講誓約書の提出を条件とさせていただきます。

なお、新コンプライアンス研修会の開催につきましては、ソーシャルディスタンス等対策を施し、これまで通り毎月第1木曜日に行ってまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

茨城県行政書士会

会長 古川 正美 殿

職務上請求書の払出に係る誓約書

私は、今般、職務上請求書の払出に際し、その提示が条件となる貴会開催の新
コンプライアンス研修会修了証等の有効期限が過ぎておりますが、令和4年3
月3日までに新コンプライアンス研修会を受講することを条件に、職務上請求
書の払出を受けるものであります。

なお、令和4年3月3日までに受講できなかった場合には、令和4年3月31
日までに手持ちの職務上請求書を貴会へ返納することを誓約いたします。

令和 年 月 日

茨城県行政書士会

支部 行政書士氏名

職印

茨城県行政書士会

会長 古川 正美 殿

補助者証交付に係る誓約書

私は、今般、私の補助者の補助者証の交付に際し、その提示が条件となる当該補助者の貴会開催の新コンプライアンス研修会修了証等の有効期限が過ぎておりますが、令和4年3月3日までに新コンプライアンス研修会を当該補助者に受講させることを条件に、補助者証の交付を受けるものであります。

なお、令和4年3月3日までに受講できなかった場合には、令和4年3月31日までに当該補助者の補助者証を貴会へ返納することを誓約いたします。

令和 年 月 日

茨城県行政書士会 支部 行政書士氏名 職印

補助者 氏名 _____